

大貫地区の皆さまへ

住居表示に関するお知らせ ～実施後の手続をお忘れなく～

住居表示実施後に必要な手続について、再度ご案内いたします。
ご自身やご家族に該当するものがございましたら、手続が済んでいるか確認をお願いします。

件名	届出先	手続期限	必要書類等
住民基本台帳カード (顔写真付き) ※顔写真の付いていない住民基本台帳カードは手続の必要はありません。	市役所市民課 南・北出張所 各総合事務所	特に期限はありませんが、お早めの手続をお願いします。	①住民基本台帳カード ※QRコード入りのカードをお持ちの方は手続の際に暗証番号が必要です。
公的個人認証サービス (電子申請書) ※e-Tax(国税電子申告・納税システム)をご利用の方はこちらの手続が必要です。	市役所市民課	<u>住所変更に伴い、失効となります。</u> <u>再登録をお願いします。</u>	①住民基本台帳カード ②運転免許証など顔写真付きの身分証明書 (手数料無料です)
在留カード 特別永住者証明書 ※みなし在留カード、みなし特別永住者証明書を含む	市役所市民課 南・北出張所 各総合事務所	特に期限はありませんが、お早めの手続をお願いします。	①在留カード (外国人登録証明書) ②特別永住者証明書 (外国人登録証明書)
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 自立支援医療受給者証 重度心身障害者医療費受給者証	市役所福祉課 各総合事務所 福祉交流プラザ	特に期限はありませんが、お早めの手続をお願いします。	①各手帳、受給者証 ②印鑑(認印)
特別児童扶養手当証書	市役所福祉課 各総合事務所 福祉交流プラザ	特に期限はありませんが、お早めの手続をお願いします。	①特別児童扶養手当証書 ②印鑑(認印)

上記については「住居表示のご案内」(クリーム色のパンフレットP5～6)にも記載してありますので、改めてご確認ください。

パンフレットのP7で「軽自動車の住所変更には申請用紙代がかかります」と記載してありましたが、軽自動車の申請用紙代は無料です。お詫びして訂正します。

ご不明な点がございましたら、市民課 住居表示担当までお問合わせください。

問合せ先：市民課 住居表示担当 ☎526-5111 (内線 1128)